

## 市民事業支援補助金制度を活用した多様な主体による施策評価について

### 1 経緯

市民事業支援補助金制度では、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな補助金制度が平成24年度からスタートし、これまで以上に多様な活動団体への支援に取り組んでいるが、「調査研究事業区分」の活用実績が低調であるなど、より幅広い事業区分での活用も今後の課題となっている。(※ 県民会議(H25.5)において委員意見あり)

一方、施策評価の取組の一つである森林生態系効果把握については、平成24年度に効果把握手法の検討を行い、25年度以降は実施段階に入っているものの、県（自然環境保全センター）が実施する効果把握だけでは限界があるほか、総合的な評価の視点として、県独自の評価に加え、第三者の視点による評価が必要として、大学等の多様な主体による生態系効果把握等の施策評価の実施が課題となっている。

### 2 大学等の多様な主体による市民事業支援補助金の活用について

#### (1) 補助金の対象団体要件

市民事業支援補助金では、対象団体の要件を次のとおり規定しているが、大学が要件により直ちに除外されるものではない。なお、要件④によりコンサル等の民間企業は除外される。

<要件>

- ① 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること（県外に事務所を置く団体も含む）
- ② 団体規約等を有すること
- ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④ 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 県からの補助金等を受けていない団体であること
- ⑥ 県が構成員となっている団体でないこと

#### (2) 補助金の趣旨

市民事業支援補助金は、県民参加のもとで水源環境保全・再生を推進する仕組みとして、NPO等が実施する水源環境保全活動に対し財政的支援を行うもので、市民事業の活性化・発展や新たな市民事業の創出をねらいとしている。

このため、多様な主体による評価という理由のみで大学を対象としたのでは、単に大学の研究活動費に対する助成と異なるところがなく、補助金の趣旨に沿った交付を行っている旨の対外的な説明が困難となるため、補助に際してNPO等の市民活

動との何らかの関わりが求められる。

### (3) 補助金の対象事業

市民事業支援補助金において、NPO等が実施するモニタリング調査等の活動に関しては、これまでの実績上「調査研究事業区分」による申請が中心であったが、森林生態系効果把握に係るモニタリング等の場合には、「調査研究事業区分」のほか、「特別対策事業区分」の「その他の特別対策事業」の対象事業とすることも可能であると考えられる。

### (4) 補助率・上限額

補助率・上限額については次のとおり。

#### ①「特別対策事業区分」の「その他の特別対策事業」の場合

- ア 定着支援部門（活動を始めて概ね3年以内）・・・10/10 以内・50 万円
- イ 高度化支援部門（活動を始めて概ね3年以上）・・・8/10 以内・100 万円

#### ②「調査研究事業区分」の場合

- ア 定着支援部門（活動を始めて概ね3年以内）・・・1/2 以内・50 万円
- イ 高度化支援部門（活動を始めて概ね3年以上）・・・1/2 以内・100 万円

## 3 補助金を活用した大学と市民・NPO等との連携による施策評価について（案）

対象団体や対象事業等の要件上は、大学に関しても市民事業支援補助金を活用することから完全に排除されているものではない。

ただし、補助金の趣旨に鑑みれば、補助事業について、市民・NPO等と協働した事業内容（例：現場の調査の一部に市民・NPO等が協力、調査内容について市民・NPO等との勉強会や説明会を開催）となっていることが必要と考えられる。

このため、補助率等の現行の補助金規定を前提とし、事業内容の審査にあたっては、市民事業専門委員会から施策調査専門委員会への依頼により専門的な観点からの審査を行うなど、大学及び市民・NPO等による生態系効果把握等の施策評価に係る補助事業の申請が行われることを想定した運用上の仕組みを検討し、実施に向けた調整を図ることとしたい。

こうした仕組みは、市民・NPO等にとっては、調査研究能力や高い専門性を有する大学と連携することで、活動面でのスキルアップを図ることが可能であり、大学としても地域や関連産業など学外との連携が求められる状況にあって、研究活動により広がりを持たせることが可能となるとともに、現場での調査人員や調査場所の確保などに有利な面があり、双方にメリットがあると考えられる。